

## ○内子町環境基本条例

平成17年1月1日

条例第161号

内子町民は、豊かな自然と、先人が築いた歴史的かつ文化的資産の恩恵を享受し、良好な環境の下に産業を発展させ、生活と文化の振興を図ってきた。

いま、内子町は、社会環境の変化と町民の暮らしに起因して、町が誇るべき自然環境と景観が損なわれようとしている。

自然環境と美しい風景の破壊は、町民、町、事業者自らが被害者であり、加害者であることを自覚し、未来に向けて、健康で住みよい生活環境、自然と人との触れ合い、内子町らしい美しさを享受することと、併せて内子町を越えて、流域と地球環境の保全に寄与するため、町民の創意と参加の下に、内子町環境基本条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、他の法令の定めがある場合のほか、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策の総合的な推進を図り、自然環境と歴史的文化的資産を保全し、後世に継承し、町民の豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

### (環境施策の理念)

第2条 町の環境施策は、町民が安全でかつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行わなければならない。

2 町は、町民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来にわたり、町民の暮らしの向上に努めなければならない。

3 町の施策は、環境の保全を基本として、これを最大限に尊重して行うものとする。

### (町の責務)

第3条 町は、町の施策を実施するに当たっては、環境並びに景観への影響を配慮

するとともに、町民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、町の規制及び指導を遵守するとともに、町の環境施策に積極的に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、町の環境施策の推進に積極的に参画し、協力しなければならない。

(来訪者の責務)

第6条 観光旅行者その他の滞在者は、環境施策の理念にのっとり、自ら環境の保全に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(基本的施策)

第7条 町は、第2条に規定する環境施策の理念の実現を図るため、この条例に定める手続に従い、環境の保全等に係る施策を継続し、その強化に努めるとともに、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 町民並びに来訪者の快適環境が保持されるよう、良好な状態に保全すること。
- (2) 歴史的風土と文化遺産を保持し活用することにより、伝統と文化が生きるまちづくりを推進すること。
- (3) 内子らしい町並みと村並みを形成することにより、潤いと安らぎのある風景を創出すること。
- (4) 動植物の生息又は生育のための健全な生態系を保持するとともに、森林と緑、農地、川と水辺等を適正に保全し、人と自然との豊かな触れ合いを高めること。
- (5) 廃棄物発生抑制、資源の循環的活用、エネルギーの有効利用が追求できる地域社会を形成すること。
- (6) 町民が、人と環境のかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動

がとれるよう、環境学習の推進に努めること。

2 町は、前項に掲げる施策の実施に当たっては、地域並びに地域経済活動及び町民の生活様式の変化等を配慮し、適切な方策を講ずるものとする。

3 町は、環境の保全に係る施策のうち、広域的な解決を必要とするものについては、国、県、近隣の市町村又は団体等と積極的に協議し、その推進に努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全について基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 町長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、内子町環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、計画を策定したとき、町民に公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定)

第9条 町は、環境基本計画に基づき、事業者及び町民と協働して、町、事業者、町民がそれぞれの役割に応じて、環境の保全に資する行動の指針を定め、その普及と啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(地域及び物件の指定)

第10条 町は、環境の保全について特に必要があると認めるときは、管理者若しくは地域住民の同意を得て、特定する地域又は物件を指定することができる。

2 町は、良好な環境を保全するため、指定した地域又は物件に対して、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(助成の措置)

第11条 町は、良好な環境を保全するために指定した地域又は物件に対して、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境学習)

第12条 町は、関係機関と協力して、環境の保全についての学習並びに広報活動を充実することにより、事業者及び町民の環境の保全に対する理解を深めるとともに、環境の保全に資する活動を行う意欲が促進されるための必要な措置を講じなければならない。

(住民組織の自発的活動の支援)

第13条 町は、事業者、町民等が組織する団体（以下「民間団体」という。）の環境の保全に資する自発的活動に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第14条 町は、国、他の地方公共団体及び民間団体等関係機関と協力して、環境の保全についての調査研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 町は、環境の保全について、施策を推進するために必要な財政措置を講じなければならない。

(環境保全審議会の設置)

第16条 町長は、良好な環境の保全及び創造のための重要事項について審議するため、内子町環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(推進体制)

第17条 町長は、町の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に係る施策を推進するための体制を整えるものとする。

2 町は、町民及び民間団体と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。